

山形県傷病鳥獣救護等取扱要領

平成 24 年 4 月 1 日 制定
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

1 目的

この要領は、事故等により負傷し又は衰弱している野生鳥獣について、救護のための収容の方針及び飼養、治療、放野等の取扱いを定めることにより、本県に生息する野生鳥獣の保護及び鳥獣愛護思想の普及啓発に資することを目的として定める。

2 対象

(1) 救護等対象鳥獣の範囲

この要領で救護等の対象とする鳥獣は、原則として次に掲げる鳥獣以外の野生鳥獣で、救護を必要とするもの（以下「対象鳥獣」という。）とする。

- ① 狩猟鳥獣又は農林水産業などへの被害により有害捕獲の許可対象となる種のうち、特に生息数が多い種又は生活環境や農林水産業に深刻な被害をもたらすおそれのある次の種
 - ・カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ（有害捕獲許可を市町村に移譲している種）
 - ・カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ドバト、ヒヨドリ、ミヤマガラス、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ
- ② 環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある次の種
 - ・ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ
- ③ 生活環境や農林水産業への被害防止のために、適正に許可を受けて捕獲され負傷した鳥獣又は狩猟期間において許可されている狩猟方法によって捕獲され負傷した狩猟鳥獣
ただし、放鳥・放獣（以下「放野」という。）すべきことが捕獲許可条件とされている場合や、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画に従って放野する場合を除く。
- ④ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において特定外来生物に指定されている鳥獣
 - ・リスザル、フェレット、シマリス、ミンク、アライグマなど
- ⑤ 明らかに人間に感染するおそれのある疾病に罹っていると思われる鳥獣
- ⑥ 鳥類のひな及び卵（4（5）の希少種を除く。）
- ⑦ 家畜、ペット及び飼育由来の個体と判別が困難な鳥獣
 - ・イヌ（ノイヌ）、ネコ（ノネコ）など
- ⑧ 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣
- ⑨ 救護のための捕獲や輸送が難しく危険を生じる鳥獣
- ⑩ 収容できる施設がなく物理的に収容が困難な鳥獣

(2) 対象鳥獣の特例

総合支庁環境課長（以下「環境課長」という。）又は環境エネルギー一部みどり自然課長（以下「みどり自然課長」という。）が、教育上配慮すべき事情又は保護鳥獣愛護思想の普及啓発の趣旨等から、救護を行うべきであると判断した場合は、前記2（1）の規定に関わらず、救護の対象とする。

3 実施内容

(1) 鳥獣の収容等

- ① 対象鳥獣の捕獲・収容・移送（以下「収容等」という。）は、原則として環境課

長が行う。

- ② 環境課長は、必要に応じて、県の各関係機関、地元市町村その他関係機関・団体及び県民の協力を得て、対象鳥獣の収容等を行うことができるものとする。
- ③ 環境課長は、対象鳥獣の取扱いについて、必要に応じてみどり自然課長と協議の上収容等を行う。

(2) 鳥獣の救護飼養

- ① 対象鳥獣の救護飼養は、原則として、県が委託する「野生鳥類救護所」及び「野生獣類救護所」（以下「救護所」という。）において行う。
ただし、救護所以外に適切な受け入れ施設等（団体・個人のボランティアを含む。以下同じ。）がある場合は、環境課長は、みどり自然課長と協議の上、当該受け入れ施設等に救護を依頼することができるものとする。
- ② 救護所の受託者（以下「救護所管理者」という。）は、環境課長が搬入した対象鳥獣について、委託契約に基づき、適切な飼養等を行うものとする。
- ③ 救護所管理者は、県民から直接対象鳥獣を救護所に持ち込まれ、これを受け入れたときは、その旨を速やかに別紙様式1により当該対象鳥獣が発見された市町村の区域を所管する環境課長に報告するものとする。
- ④ 環境課長は、当該環境課が救護所等に収容した対象鳥獣及び前項により報告を受けた対象鳥獣の飼養状況について把握し、当該鳥獣の取扱いについて必要な助言を行う。
- ⑤ みどり自然課長は、各救護所の運営状況について把握し、適切な救護が行われるよう連絡調整を行う。

(3) 鳥獣の治療、リハビリ

対象鳥獣の怪我等の治療及び野生復帰のためのリハビリについては、救護所において行うことを基本とし、必要な場合は「大型鳥獣放野等事業」等を活用して、獣医師等による治療等を行うものとする。

ただし、救護所以外に適切な治療、リハビリを実施できる受け入れ施設等がある場合は、環境課長は、みどり自然課長と協議の上、当該施設等に治療、リハビリを依頼することができるものとする。

(4) 鳥獣の放野

救護飼養により、放野が可能となった鳥獣については、原則として救護所が環境課長と協議の上放野する。

なお、放野の場所によっては人畜に被害を及ぼすおそれのある鳥獣又は下記4の(5)の希少鳥獣については、みどり自然課長とも協議の上対応するものとする。

4 留意事項

(1) 収容等に伴う危険の防止

対象鳥獣の状態、収容時の気象、収容場所の地理・地形等により、収容作業等に危険が伴う場合は、危険防止を優先することとし、救護を見合わせる。

(2) 人と動物の共通感染症対策

下記に留意し、感染を防止すること。消毒については、県の「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」を参照すること。

- ① 収容等及び飼養・治療・リハビリ等に当たって野生鳥獣を取り扱う場合は、ゴム手袋等を使用するなど、直接接触しない。
- ② 取り扱った後には、手指等を消毒する。
- ③ 鳥獣に接触することにより負傷した場合は、早急に傷口を水道水の流水で十分洗浄し、その後、消毒薬で消毒する。
- ④ 医療機関で受診する場合は、医師に人と動物の共通感染症に感染している可能性があることを伝える。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策

上記2(1)⑤及び前項によるほか、鳥類の取扱いについては、以下による。

- ① 個体に外傷が確認されない場合は、原則として収容等の対象としない。ただし、2(2)による特別の理由がある場合は、この限りではない。
- ② 外傷を負った個体についても、可能な限り一定期間事前観察小屋等に収容し、高病原性鳥インフルエンザに罹患しているかどうか観察する。
- ③ 「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」において定める警戒レベルに応じた鳥類の収容等については、別添対応方針に従って対応するものとする。

(4) 天然記念物の取扱い

文化財保護法又は山形県文化財保護条例により、天然記念物に指定されている鳥獣の収容等については、関係市町村教育委員会及び観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課からの要請に応じた協力を行う。

- ・ニホンカモシカ、ヤマネ、トキなど

(5) 希少鳥獣の取扱い

環境課長は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において国内希少種に掲げられている鳥獣を救護したときは、速やかにみどり自然課長に別紙様式2により報告するものとする。

- ・シジュウカラガン、ウミガラス、トキ、イヌワシ、チュウヒ、クマタカ、ハヤブサなど

(6) 足輪のある鳥類の取扱い

① ハト（レース鳩）

救護の対象としないが、問合せ等があった場合は、次の連絡先を紹介する。

「NIPPON」と記載のあるものは、日本伝書鳩協会（電話 03-3801-2789）

「JAPAN」「JPN」と記載のあるものは、日本鳩レース協会（電話 03-3822-4231、電話 0120-810118）

② その他の鳥類

「KANKYOSHO TOKYO JAPAN」と記載のあるものは、生死の別なく、山階鳥類研究所（電話 04-7182-1101、FAX04-7182-1106）に定められた用紙により報告する。

(7) 発見者等による一時救護

環境課長は、次の要件を満たす場合は、対象鳥獣の発見者又は救護ボランティア等に一時救護させることができるものとする。この場合、一時救護の期間は、原則として救護後30日以内とする。

- ① 一時救護した対象鳥獣が放野できる状態になった場合は、環境課長と協議の上、速やかに放野することに同意すること。
- ② 一時救護した対象鳥獣が、原則として救護後30日経過しても放野できる状態にならない場合又は当該鳥獣が死亡したときは、環境課長に報告の上、その取扱いについて環境課長の指示に従うことに同意すること。
- ③ 一時救護に要する費用は、当該一時救護者の負担とすることに同意すること。

年度救護カード

年 月 日

総合支庁保健福祉環境部環境課長 殿

救護所

下記のとおり、救護しましたので、報告します。

記

種 名	(オス・メス・不明) (成鳥 (獣)・幼鳥 (獣)・不明)		
発見 状況	発見月日	年 月 日	時ごろ
	発見場所		
	発見者	住所 氏名	
	傷病状況		
	傷病原因		
救護 状況	救護期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
	処 置	(1)給餌のみ (2)薬の投与(消毒含む) (3)外科的処置(羽切断等) 内容	
	救護結果	(1)放野 (2)死亡 (3)その他 ()	
	放 野	年 月 日 放野場所 ()	
	死 亡	年 月 日 (1)焼却 (2)埋設 (3)その他 ()	
特記 事項			

緊急に保護を要する国内希少野生動植物捕獲等通知書

第 号
年 月 日

環境エネルギー部みどり自然課長 殿

総合支庁保健福祉環境部環境課長

緊急に保護を要する国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を次のとおり行ったので、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第 50 条第 3 項の規定に基づき通知します。

種 名 (卵にあつては、その旨及び種名)		
性 別		
年 齢		
捕獲等をした理由		
捕獲等をした個体の状況		
捕獲等をした年月日		年 月 日
捕獲等をした場所		地内
捕獲等をした個体にかかる処置の状況 及び今後の予定		
捕獲等をした個体を飼養 栽培しようとした場合	所 在 地	
	取 住 所	
	扱 氏 名	
	者 職 業	
その他参考事項		

別 添

傷病鳥獣救護の対応方針 (高病原性鳥インフルエンザ対策)	
警戒レベル	対応方針
1	通常 (明らかに人間に感染するおそれのある疾病に罹っていると思われる鳥獣は収容等の対象としない。)
2	
3	原則、傷病鳥獣の救護及び受入れの中止 (ただし、要領2(2)の特例に当たる等特別の理由がある場合で、高病原性鳥インフルエンザの症状がないと救護所の運営管理者において判断される場合に限り、収容することも可能とする。)
4	
5	

○受入れ中止期間中、水鳥類で明らかな外傷がなく、重度の神経症状※が観察される場合は、高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアルに従い、各総合支庁環境課を通じて家畜保健衛生課へ連絡し、簡易検査を実施する。

(※重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立ってられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。)